

お知らせ

記者発表資料

令和元年7月4日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、独占禁止法違反行為により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

ニチレキ株式会社 東京都千代田区九段北4-3-29
東亜道路工業株式会社 東京都港区六本木7-3-7

2. 指名停止措置期間

令和元年7月4日～令和元年8月3日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

令和元年6月20日、道路等に使用する舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する価格カルテルを結んだとして、公正取引委員会が製造販売業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。また、排除措置命令及び課徴金納付命令とならない業者として公表されたため。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）及びこれを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱について」及び「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

また、公正取引委員会より課徴金減免対象者であることが公表されている者について、指名停止措置要領の運用基準7-四に基づき期間を2分の1とする。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第5号>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から <u>2ヶ月以上9ヶ月以内</u>

〈工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について（抄）〉

別表第2関係

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において
課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、
当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。
 この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号
 に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するもの
 とすること。

〈問い合わせ先〉

中国地方整備局 082-221-9231 (代表番号): 平日・昼間
 082-511-6063 (直通): 平日・昼間

総務部 契約課長 やまね たかゆき 山根 孝幸 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐 てらお しんじ 寺尾 真治 (内線2514)

港湾空港部 082-511-3900 (代表番号): 平日・昼間

契約管理官 たくわ ゆうじ 宅和 祐治 (内線130)

◎総務部経理調達課専門官 おおさき けんいち 大崎 憲一 (内線132)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 いわた やすひさ 岩下 恭久 (内線2117)

企画部 環境調整官 さかもと やすまさ 坂本 泰正 (内線3114)